

# 令和5年度 魅力ある県産品開発支援事業 募集要項 ～「奈良の贈り物」 Gifts from NARA～

## 1. 事業目的

奈良の魅力を高めるギフトの充実を図ることを通して、地域の魅力向上の一助とするとともに、顧客志向の商品開発等を支援することで、県内中小企業の商品開発力向上を目指します。

### ◎募集の概要

事業内容	魅力ある県産品の創出のための商品開発・改良への取り組みをサポート。 ①県内の中小企業者が行う、マーケットのニーズを捉えた奈良の魅力を伝えるハイセンスな商品の開発、改良に必要な経費に補助。 ②外部専門家チームによる個別アドバイス（3回程度） ③県主催のマーケティング講座でのアドバイス
応募期間	令和5年4月24日（月）～令和5年5月19日（金）（必着） 簡易書留による郵送での提出。
申請書提出およびお問い合わせ先	奈良県産業振興総合センター 創業・経営支援部 商業サービス産業課 〒630-8031 奈良市柏木町129-1 TEL 0742-31-9084 FAX 0742-34-6705 Email sangyosinko@office.pref.nara.lg.jp

## 2. 募集内容

### 新商品の開発・改良の取組

#### （1）新商品の開発

具体的な売り方展開まで考えた顧客志向の商品開発。

#### （2）既存商品の改良（パッケージの変更も含む）

サイズや素材、機能、販売対象、販売方法などの改良。

（例）県内で販売していた商品を県外の市場に展開するための付加価値のあるデザインへ変更するなど。

※（1）（2）どちらかを満たせばご応募いただけます。

※（2）パッケージのみの改良の場合は、内容物を含めた審査を行います。

◎開発する商品は、以下のテーマに合致し、コンセプトねらいを踏まえた内容となっていること

#### ・テーマ:「奈良の贈り物」～暮らしを豊かにする生活雑貨～

原則として予定している販売価格（希望小売価格）が、3,000円以上（税込）の商品（ギフトセットとして3000円以上の場合も可）

#### ・「奈良の贈り物」コンセプト

贈る人も贈られる人も奈良のハイセンスを感じるギフト。生活を豊かにする生活雑貨を奈良から。

（視点）生活と真剣に向き合ったモノづくりをしているか／生活を豊かにするものか

奈良のものづくりの評価を高めるものか／時代の感性にマッチしているか  
 県内の方には現代感覚を感じてもらえるか／県外の方には奈良を感じてもらえるか  
 海外の方には奈良のエレガンスを感じてもらえるか

・ねらい

- ① 地域資源の活用、地場産業のキャリア、風土や歴史、文化等の地域性、伝統的技術等を背景に、贈る人にも贈られる人にも喜ばれる、生活に寄り添う魅力的な商品開発等を目指す。
- ② 暮らしを見つめ、SDG'sの発想など社会を見つめ、世の中をより良くするようなモノづくりに繋がる展開を目指す。

◎対象となる商品例

食器、トレイ等のテーブルウェア、木製雑貨、趣味の時間・くつろぎの時間・外出の時間など日々を豊かに美しく支える暮らしの道具や魅力ある生活習慣を創出する品々。

3. 補助対象者

奈良県内に主な事業所を有する中小企業者（※）である法人、個人。

（※）中小企業基本法第2条に規定される中小企業者（下表のとおり）

業種	中小企業者	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5000万円以下	100人以下
④ 小売業	5000万円以下	50人以下

補助金の申請にあたっては、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- （1）補助事業を的確に遂行する能力を有すること。
- （2）補助事業を遂行するために必要な自己資金の調達が可能であること。
- （3）事業の遂行において、的確な管理体制と処理能力を有すること。
- （4）以下のいずれかに該当するものでないこと。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - ② 県税を滞納している者
  - ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
  - ④ 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
  - ⑤ 規則第4条第2項各号のいずれかに該当する者

#### 4. 補助率及び補助上限額

<補助率> 1 / 2以内

<補助上限額> 50万円

#### 5. 補助対象経費

経費区分	経費の種類	内容
専門人材にかかる経費	専門家謝金	指導・助言を受けるために個別に依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
	専門家旅費	指導・助言を受けるために個別に依頼した専門家等に支払われる旅費
マーケティング活動にかかる経費	旅費	情報収集、各種調査を行うための旅費
	調査研究費	調査に関する経費
商品開発・改良	試作・開発費	商品や包装パッケージ等の試作開発に伴う原材料費及び設計、デザイン、加工等のために支払われる経費
	機械装置・工具器具費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に関する経費
	借料	機器、設備等のリース料又はレンタル料として支払われる経費
	委託費・外注費	デザイン等業務の一部を第三者に委託、外注するために支払われる経費。
	広報費	ホームページ、パンフレットの作成等及び広報媒体等を活用するために支払われる経費

#### 6. 補助対象外経費

上記記載の経費であっても、次に掲げるものについては、補助の対象とはなりません。

- 事業の全部又は大部分を他に委託するようなもの
- 補助事業の採択前に行った発注、契約等に係る費用

#### 7. 応募方法

##### (1) 応募期間

令和5年4月24日（月）～令和5年5月19日（金）（必着）

午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く。）

簡易書留による郵送によること。

##### (2) 応募書類（一部をご提出）

- ①補助事業計画書
- ②過去2ヶ年の貸借対照表、損益計算書
- ③登記事項証明書及び定款（法人の場合）（写しで可）
- ④県税の滞納がないことの証明書
- ⑤誓約書
- ⑥その他、事業計画の参考となる書類（任意）

※①⑤は、奈良県産業振興総合センターホームページからダウンロードし必要事項を記載。

※⑥は、会社案内、主要商品のカタログ、掲載記事等

※ご提出いただいた応募書類につきましては返却いたしません。

### (3) 提出先

奈良県産業振興総合センター 創業・経営支援部 商業サービス産業課  
〒630-8031 奈良市柏木町129-1 電話 0742-31-9084

## 9. 審査方法

補助対象事業者は、下記の審査を経て、県が採択を決定します。

### ○1次審査

補助事業の目的、形式的審査（書類の不備の有無、記載内容の不足等）要件に適合しているか。

### ○2次審査

商品開発等に知見を有する者の意見を参考に、審査会による審査を経て決定します。

### ○審査基準

#### (1) 【市場性】

事業内容は、市場や顧客に向けた魅力があり、共感を得られるか。

#### (2) 【独自性】

事業内容がユニークで、優位性、差異性があるか。

取組に何らかの技術革新や挑戦があるか。

#### (3) 【社会性】

SDG'sなどの社会課題や身近な声に応える想いやアイデアであるか。

#### (4) 【信頼性】

品質や事業キャリアについて、これまでの裏付けがあるか。

#### (5) 【実現可能性】

事業実施のための体制や製造方法があるか。

## 10. 採択件数

3件予定（予算の範囲内で決定します）

## 11. 補助金以外の支援内容

採択を受けた事業者は、補助金以外に以下の支援を受けて商品開発を行っていただきます。

(1) 外部専門家チームによる個別アドバイス（3回程度）（必須）

(2) 県主催の商業力向上セミナーでのアドバイス（任意）

## 12. 補助金の支払い

補助金は、補助事業の実績に応じて交付しますので、補助事業の終了後に実績報告書を審査し、必要に応じて、中間検査及び、補助対象物件や証拠書類（見積書、領収書、元帳等）などについて実地検査を行い、実績を確認します。

補助金の支払いは、実績報告に基づく審査を経て実績を確定してからとなります。このため、補助事業者は、補助金の交付を受けるまで、経費の立替払が必要となります。

## 13. 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた者は、次の条件を守らなければなりません。

(1) 補助事業の遂行状況について報告すること。

- (2) 補助対象経費により取得し又は効用の増加した機械等の財産については、取得財産等管理台帳を備えるとともに、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理すること。また処分が制限された期間内に財産を処分する必要がある場合は、事前に知事の承認を受け、処分によって得た収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業にかかる経理については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と明確に区分するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間保存すること。また知事の求めがあったときは、いつでも閲覧に供すること。
- (4) 補助事業終了後、その成果の発表を依頼することがあることを了承すること。

#### 14. 補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、奈良県補助金等交付規則に基づき、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求める場合があります。

- (1) 規則、交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を本事業以外の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときなど

#### 15. スケジュール(予定)

6月下旬 審査後、採択決定。

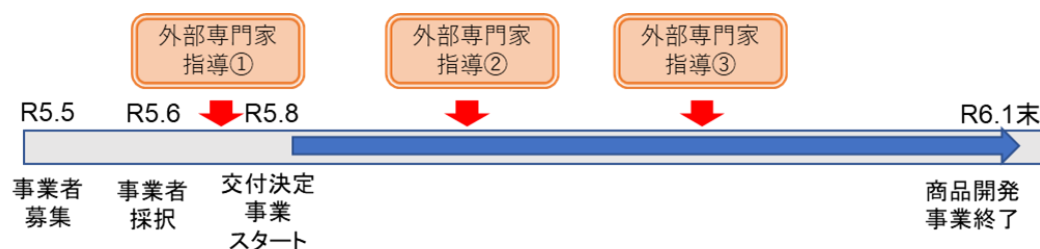
7月下旬 専門家面談・補助金交付申請

8月上旬 交付決定、事業開始（外部専門家とのキックオフ面談）

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年1月31日まで。

2月中旬までに実績報告の提出。手続後補助金の交付。

※県産品をとりまとめた冊子を作成するため、1月19日までに商品を完成させることが必要



#### 16. 問い合わせ

奈良県産業振興総合センター 創業・経営支援部 商業サービス産業課

〒630-8031 奈良市柏木町129-1

TEL 0742-31-9084 FAX0742-34-6705

Email sangyosinko@office.pref.nara.lg.jp